

「貧困ビジネス」概念に関する検討

－生活困窮者支援の実践を通して－

Examining the Background of the Concept of the “Poverty Business” : From the View of the Practice of Supporting People in Distressed Living Conditions

高木博史*

Hiroshi TAKAGI

はじめに

今日わが国では、200万人超の生活保護受給者の存在や派遣労働、フリーターといったいわゆる不安定雇用者層、そして、それにともない生活に困窮する者の増加に象徴される格差社会が拡大する中、「貧困」層をターゲットとしたいわゆる「貧困ビジネス」が横行してきているといわれている。

しかしながら、こうしたいわゆる「貧困ビジネス」といわれるものは、「ことば」としては存在しているもののその実態については不明な点も多く、また、このような業態について語るという意味での「貧困ビジネス」論についても、何をもって「貧困ビジネス」というのかということについては、未だ確立されているものはない。また、「貧困ビジネス」といっただけで「悪質」なイメージが付きまとっているのも事実である。

一方で、困窮する生活状況を改善する切り札ともいべき位置づけであり、「最後のセーフティネット」と呼ばれる生活保護制度は、申請主義を原則とし、「煩雑な手続き」を経なければ受給までに至らないと考えられている。失業や精神疾患、多重債務等により収入が極端に減ってしまい一時的にでも社会生活を維持できなくなってしまった状態にある者が「煩雑」だと考えられている生活保護申請に係る一連の手続きを独力で行うことに

は困難が予想されるが、こうした手続きを「代行」あるいは、申請に「同行」することで多額・法外な報酬を要求している「事業者」も存在している。あるいは、生活保護受給者の保護費が振り込まれる口座の通帳を管理し、本人に数万円程度の「お小遣い」を渡し、残りを「経費」と称し大部分を天引きし、かつ劣悪な居住環境を強いているという事業者の存在も少なくないといわれている。しかし、全ての「事業者」がいわゆる「金儲け主義」であるというわけではなく非営利で「法のはざま」にある者に寄り添い支援を行っていきたいと考えている個人や団体も少なからず存在している。だが、そうした個人や団体も含め「生活保護」に係る「支援」を行い、たとえそれが支援の「経費相当」に相当する実費程度のものであるとしても、何らかの報酬を得る者は全て「貧困ビジネス」であるという見方もできないわけではない。

本稿では、筆者自ら特定非営利活動法人（NPO法人）を設立し、生活困窮者支援を行ってきた経験も踏まえ、こうした「貧困ビジネス」論の背景について考察を行うことで、今後の「貧困ビジネス」論の方向性や展開に対し、若干の問題提起を試みることを目的としている。

*社会福祉学部助教

1. 「貧困ビジネス」とは何か

本稿で取り上げようとするいわゆる「貧困ビジネス」には、実態が不明な点が多い。しかし、「貧困ビジネス」ということばがある以上、何らかの定義が存在しているといえる。「貧困ビジネス」の概念を検討する上で、まず、現在における「定義」について整理しておく必要があるであろう。

「貧困ビジネス」のことばの定義として、最も代表的なものは反貧困ネットワーク事務局長の湯浅誠の定義である。湯浅は「貧困ビジネス」を「貧困層をターゲットにしている、かつ貧困からの脱却に資することなく、貧困を固定化するビジネス」¹⁾と定義している。そして、「収入が不安定で、担保にする資産も持たない層に高金利でお金を貸し付ける消費者金融、日々の生活費に事欠き、月給仕事などに就くことができない労働者を安く使う日雇い派遣会社をなどがその典型」²⁾と指摘している。また、湯浅は、人間関係が「希薄」なことが多い「貧困層」が、住宅の入居時に連帯保証人を立てることが困難な場合、それを代行し、家賃滞納時には立て替え払いを行い、その金額に高い利息をつけて請求する「保証人ビジネス」や低料金で「宿泊」も可能であり、時には生活の拠点として機能し、「住居」の代替的機能を担い、いわゆる「貧困層」が一定の数の顧客となっているという意味でネットカフェ等にも言及している³⁾。

こうしてみると「貧困ビジネス」大きく次表の4種類程度に分類できる。「その他」の中には「保証人ビジネス」やネットカフェ等は、①～③の「周辺ビジネス」といってもよい。

【今日における貧困ビジネスの類型】

- ①「金融系（消費者金融等）」
- ②「人材派遣系」
- ③「居住系（無料低額宿泊所等）」
- ④「その他（保証人ビジネス、ネットカフェ等の①～③周辺ビジネス等）」

一方で、「貧困ビジネス」といってもきわめて違法性が高いと考えられるものや専門職による当事者支援が行われるなど態様は様々である。この

件について、筆者も理事を務め、常勤職員の全員が社会福祉士であり埼玉県的生活困窮者支援団体「特定非営利活動法人ほっとポット」の会報誌において監事の金子充によって執筆されているコラム「ほっとポットのジレンマ」に貧困ビジネスについての言及は興味深い記述となっている。金子は「この「貧困ビジネス」という言葉は、貧困層・低所得層をターゲットに『商売』や『事業』を展開することであると一般的にとらえられている」⁴⁾ことを指摘した上で、「日本の社会福祉サービスの多くは、民間の社会福祉法人によって展開されてきた。貧困層に対する公的な支援がほとんどなかった明治・大正時代に、民間の慈善家や篤志家がはじめた孤児院や養老院、病院などが社会事業として法制化され、救護施設、そして児童養護施設や養護老人ホームへと発展したが、それらの多くは現在でも民間法人が運営している。そう考えればほとんどの社会福祉事業は『貧困ビジネス』なのかもしれない」⁵⁾と述べている。

このように今日論じられている「貧困ビジネス」の定義は必ずしも何か確立された論理に基づいたものではないことが明らかになったであろう。

では、ここでもう少し「実態」という観点から「貧困ビジネス」を検討して行くこととする。とくに(表1)でしめした③の「居住系」の「貧困ビジネス」は、社会問題化しており規制強化の動きも出てきており、日本弁護士連合会（以下、日弁連）が2010年6月に発表した「無料低額宿泊所問題」に関する意見書（以下、「意見書」と略）を発表している。「無料低額宿泊所」は社会福祉法上に位置づけられており、「貧困ビジネス」といわれる多くは、「簡易住宅」を貸し付ける第二種社会福祉事業を行う施設である。日弁連では、こうした業態の実態について次のように言及している。「近時、ホームレス状態にある要保護者が生活保護を受給するにあたり、業者が施設の宿泊料や配食などのサービス料名目で、保護費の大半を差し引くため、本人の手元にはわずかな金員しか残らない、という業態」⁶⁾の存在を指摘し、生活保護費から利用料と「食費・光熱費・管理費・共益費の名目で費用が徴収され」⁷⁾るとし、その結果、「要保護者本人の手元には1～3万円しか残らないことが多いと言われている」⁸⁾という実態を

告発している。また、「対価に見合わない劣悪な居住環境」⁹⁾の例として「4畳半の普通の居室をベニヤ板で2つに区切ったものや、雑居ビルの一室を複数の二段ベッドで区切ったものなどがある」¹⁰⁾と指摘している。また、少なくない数で当事者の「生活保護費の振り込まれる通帳を預かり、金銭管理を行」¹¹⁾っている例もあるとしている。

また、「第二種社会福祉事業」は届出によって事業開始がなされるが、運営に関し、特に行政の「監視」が行き届くという状況ではないために、こうした事業者が「社会福祉事業者」として増加しているというのが実態である。一方で、こうした「届出」をしていない事業者もあり、そうした事業者は「無届（あるいは未届）施設」として存在している。

いわゆる「貧困ビジネス」問題は、こうした「無料低額宿泊所」と「無届施設」の問題が中心となっているといっても良いだろう。

このように、今日、論じられている「貧困ビジネス」には、どうしてもネガティブなイメージが付きまとっている。一方で、「貧困ビジネス」という呼称自体が、生活困窮者を喰い物にするイメージであり、多くの事業者がそうした実態を持っているとしても、生活困窮者のニーズに耳を傾け、誠実に寄り添おうとする支援団体も存在することも忘れてはならないのではないだろうか。社会的に「貧困ビジネス」だと考えられていても提供されているサービスの「質」は千差万別である。そうした意味では、本当に「貧困ビジネス」という括りで生活困窮者を対象にする事業をまとめてしまってもよいのかという課題があり、議論を深めていく必要があるのではないだろうか。

2. 「福祉」のイメージと「貧困ビジネス」論

ここまで、「貧困ビジネス」とは何かということについて今日論じられている大きな問題について整理してきたが、「貧困ビジネス」論の背景としてもっとも関係があると考えられるものは、実は「福祉のイメージ」ではないだろうか。社会一般に認識されている「福祉のイメージ」が「貧困ビジネス」論の論調に大きく影響を当てているといってもよいであろう。ここでは「福祉のイメ

ジ」について検討を行いたい。

「福祉」ということばから連想されるものはやはりお年寄りや障害者の「介護」のイメージが強いであろう。社会的には「福祉イコール介護」というほどではないにしても、少なくとも必ず連想されるイメージの一つであることは間違いない。一見、「介護」と「貧困ビジネス」はとくに関係はなさそうであるが、「福祉のイメージ」を語る上でこの関係は実は切り離せない関係でもある。なぜならば、その「介護のイメージ」こそが一般的、あるいは、社会的に「福祉のイメージ」であり、「低賃金・重労働」の職場環境を「愛」や「自己犠牲」「ボランティア精神」といった「崇高な」ことばによって社会的に容認してきた歴史的な背景が存在するからである。こうした社会的な歴史が「福祉のイメージ」を創り上げ「貧困ビジネス」論の論調に影響を及ぼしているのではないかといえる。一方で「福祉」に対しそれなりの関心を持ってきた人々の中にも「有償であること」自体に強い拒否反応を示す場合もある。生活困窮者の支援にも当然、経費は発生するが、そうした経費相当分（人件費含む）を請求することさえも、「ボランティア精神」や「自己犠牲」といったイメージの下に「貧困ビジネス」であると認識している場合もある。

こうした、「福祉のイメージ」も変化してきた部分とそうでない部分が混在している。やや逆説的になるが、それは2000年の介護保険制度の導入によって介護分野に市場化の道が開かれ、よって介護サービスをめぐる価値の転換が行われたことによって説明できるのではないだろうか。2000年以前の介護は、措置制度の下で社会福祉法人等への委託によってまがりなりにも公的責任において実施されていた。しかし、それが2000年の介護保険制度導入を境に営利企業の参入が認められたことによって少なからず競争が生じるようになった。介護サービスの利用者は自らの意思で事業者を選択し、サービスに不満があれば、苦情をいうことも容易に可能になったという意味では「権利意識」が醸成されてきたといってもいいだろう。介護サービスを提供する企業は、少しでも良いサービスを提供し、「顧客」の獲得に奔走するようになった。多くの事業者で第三者評価制度等の整備も図られ、サービスの質を一定程度担保する

チェック機能も整い始めてきている。介護保険という社会保険制度を活用しているとはいえ、明らかにビジネスとして一つの「産業」を形成することになったといえる。その結果、今日では、もはや営利企業の存在なしでは介護サービスを語ることはできなくなってきたというのが現状である。そうした意味では、ある程度の介護サービスをめぐる価値の転換がなされてきたといってもいいだろう。一方で、低所得者をターゲットとした事業は、こうした「市場化」とは一線を画して存在したことも事実である。国が「介護保険制度」というビジネス化のお墨付きを与えるようなことがなかったからである。ところが、生活困窮者の多くが「法のはざま」にあることに「目を付けた」事業者によって、先に述べたような劣悪な環境を強いて「貧困を固定化」するような事業展開がなされているのも事実である。

しかし、社会的には「介護」であろうと「低所得者をターゲットとした事業」であろうと「福祉」の事業の一つであり、介護保険制度の導入によって比較的、明るいイメージに転換してきた介護領域のイメージと比較して「低所得者をターゲットとした事業」については相対的に悪いイメージが際立つようになり、それが社会問題化してきたといえるのではなからうか。

また、マスコミ等による「貧困ビジネス」をめぐる報道も「イメージ」や論調に大きな影響を与えている。マスコミで報道される場合、意図しない通帳管理や生活保護費の天引きなどについてであるが居住環境であることもある。確かに金銭に関しては違法性が高い場合もあり、また居住環境について、「劣悪だ」と報道されている場合もあるが、実はこの判断は難しいところでもある。たとえば、同じ部屋でも路上生活からアパートへ移るまでの「つなぎ」の場所としてはやむを得ないと感じる者もいるかもしれないし、人間が住む所でないと拒否する者もいるだろう。しかし、現在のところ、国や各県によってガイドライン等はあるものの何か基準があるわけではない。すでに紹介した日弁連による「意見書」に書かれている実態は論外であるとしても、では、個室であるのか、部屋に鍵は付いているのかどうか、非常時の対策はどうなっているのかなどについて、

どこからが「劣悪」でどこからは「良好」であるのかという議論が深められているというわけでもない。にもかかわらず、「劣悪な居住環境だ」と断罪する報道のあり方が、「貧困ビジネス」というだけで「悪質」であるイメージを創り上げているともいえる。こうしたマスコミによる報道は、どのような実践が行われているかどうかというよりも「衝撃」的かつ「表面」的な事象のみを追っていることも多い。実践を丁寧に見たうえで冷静な分析を行っていくことが求められているのではないだろうか。そして、実践を見て行く上で「誰がどのような実践を行っているのか」ということは一つの目安になりうるであろう。たとえば、生活困窮者に住宅供給会社が「住む場所」を提供するだけのものから、もちろん、有資格者でありさえすればいいというわけではないが、たとえば、生活支援の専門家で国家資格有資格者である社会福祉士が支援計画を立てたり、必要に応じて司法関係者や諸機関などと連携を取りながら日常的な生活支援をも行っている実践では全く「質」が違うものであるといえるだろう。しかし、どれもそうした分析や区別もなく「貧困ビジネス」ということにより、本当に生活に困窮し、法のはざまに困難を抱えている人々のニーズを聞くことなく、まとめて「悪質な業態」であることだけが強調されていく報道のあり方が社会的なイメージを形成している側面もあるのではないだろうか。

今日における「貧困ビジネス」論はこうした「福祉イメージ」と「貧困ビジネス」のイメージによって展開されているために、そのために実態が不明な点が多く、生活困窮者を対象とすれば全てが「貧困ビジネス」と考えられてしまう紋切り型の思考が社会に蔓延してきているといわざるを得ない。こうしたイメージは、生活困窮者支援を誠実に行動おうとする現場の人々にとって時には葛藤を生じさせることにもつながってしまうだろう。なぜならば、元々、生活困窮者からそれほど多額な報酬を受けることは不可能であり、生活保護費から「施設利用料」などの名目で、大部分を差し引くことで「多額」の料金・代金を受ける者がいる一方で、すでに述べたように、支援にかかった経費さえも請求すること自体がはばかれる状況になってしまう支援者（団体）がこの「貧困ビジネス」と呼

ばれる「業界」には混在しているといえる。

3. 「貧困ビジネス」と公的責任

ここまで、いわゆる「貧困ビジネス」論がどのように展開されてきたのかということ考察してきたが、この「貧困ビジネス」論は社会福祉に対する公的責任という本質的な問題を内在している。そして、この公的責任の問題は大きく四つに分けられるといえるだろう。

一つ目はいわゆる営利主義の「貧困ビジネス」事業者の規制の問題である。日弁連が出した「意見書」は、「貧困ビジネス」の実態が「生活保護利用者をはじめ生活困窮者の重大な人権侵害を広汎に生じさせてきた」¹²⁾と指摘している。その上で、「無料低額宿泊所」について、届出のみで事業の開始ができる第2種社会福祉事業ではなく、第1種社会福祉事業の規制を適用するように求めている。その理由として「第1種事業に分類される事業の大部分は、人が入所して施設を利用することから、生活の大部分をその施設のなかで営むことになり、そこでの生活の内容が個人の人格に対して非常に大きな影響を及ぼしうる。そのため、経営の適正を欠くようなケースが生じればひじょうに重大な人権侵害を生ずる可能性」¹³⁾を指摘し、適正な運営がなされない場合は罰則規定も存在する「社会福祉法2条2項1号に定める『生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を営む事業』」¹⁴⁾としての規制を求めている。筆者は、「悪質」な事業者に対するこうした規制強化は望ましい方向性ではあるが一方で、紋切り型の規制となった場合、第1種社会福祉事業になると様々な要件を満たす必要性が出てくるために、法のはざまにある善意の事業者の実践までも悪質な「貧困ビジネス」と同類化されることになり、結果として、救済されない生活困窮者が増加することが懸念される。そのため、筆者は、規制強化は慎重に行うべきであり、そうした団体に対して補助金を創設するなど行政の支援体制を構築したり、必要以上の金銭収奪など明らかに悪質な事業者に対して現行法で対応しきれない部分を整備したり、運用を柔軟にするなど対応策を講じた上で段階的に規制強化の方向性を模索すべきであるという立

場である。また、本当に悪質な「貧困ビジネス」を見極めていく必要性についてはさらに議論を深めていかなければならないであろう。

二つ目は、こうした事業者を生み出した責任である。筆者は、むしろこの二つ目の問題こそが今後、「貧困ビジネス」論を語る上で見過ごしてはならない重要な問題である。この日弁連の「意見書」では、この点についても言及がなされている。「意見書」では、「ホームレス状態にある要保護者の生活保護申請に対し、『住所や家がない者は保護できない』という違法な窓口規制（俗に言う「水際作戦」）が横行し、このような者が一人で福祉事務所の窓口を訪れても追い返してきた、これまでの誤った行政運用にある。」¹⁵⁾と指摘している。こうした実態が、申請から居住確保にいたるまでの一連の手続きに同行・あるいは代行し、法外の報酬を要求する「貧困ビジネス」が横行する原因のひとつになっていることは事実であろう。また、わが国における住宅事情の課題もある。地域間格差もあるが、生活保護の住宅扶助の水準で住める物件の数はそれほど多くはない。「住所がないと生活保護は出せない」という行政のあり方の一方で、「住む場所」さえも確保できない住宅政策の貧困にも公的責任が問われるべきではないだろう。

三つ目は、行政や社会福祉協議会といった公的性格の強い諸機関が日本国憲法第25条に規定される「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活する権利を有する」という生存権を擁護する公的責任を放棄し、無節操に民間団体へ支援を丸投げしている姿勢もあげられる。筆者も運営に携わる社会福祉士の支援付住宅には、こうした諸機関からつながれてくるケースも少なくない。しかし、私たちは、こうしたケースについて公的な助成金を支給されることもなく、自己資金の持ち出しで支援を行わなければならない状況である。一方で、そこに要した費用を請求すれば「貧困ビジネス」の疑いをかけられるという悪循環に陥っている。なかには、困難ケースもあり、支援にひじょうに時間も手間もかかる場合が多いが、そうしたケースについても公的な諸機関からの積極的な支援はほとんど期待できないのが現状である。生活困窮者は、「生活費」さえあれば生活が再生できるというわけではない。むしろ、精神的な疾患や過去

の生活環境等から形成されてきた性格的なものを含め様々な複雑な要素によって生活が行き詰まっている場合も少なくない。支援する者や団体に対して直接的に「助成金」を拠出するという必要もあるが、それだけでは問題は解決しない。人間的な関わりを通じた社会との関係づくりを行っていく必要がある部分において、公的な諸機関の専門職がそれぞれの立場からのアプローチをしてもよいはずであるが、そうした働きかけもほとんどなされていないのである。

四つ目は、法制度の未整備の問題である。2009年に群馬県渋川市で発生した「静養ホームたまゆら」の火災は、「貧困ビジネス」問題における法の未整備問題を如実に表している。

ルポライターの沢見涼子は「ルポ 低所得高齢者の住まい・生活を確保するには たまゆら火災から一年」の中で、犠牲となった高齢者を含む当施設の実態について「特別養護老人ホーム（特養）などに入居させようにも土地の高い都内は施設が不足し、待機者が多く入れない。有料老人ホームも高額であり、生活保護費で入居できるところとなると都外の無届施設・たまゆらだった。」¹⁶⁾と述べている。この「たまゆら」の場合は、すでに述べた「無料低額宿泊所」とは違い、実態は老人福祉法上に位置づけられる「有料老人ホーム」であるにもかかわらず、その届出を行っていなかった「無届施設」であるが、法外の施設であるという点では共通している。そして、東京都から「送り込まれた」高齢者が犠牲となったという意味では、この「事件」の背景が単に事業者の問題だけにとどまらない深刻さを包含しているといえるだろう。確かに、お世辞にも快適だとはいえないかった居住環境、そして防災関係設備の不備などが後の報道等により明らかになり、施設側による過失は大きかったとはいえるだろうが、そもそも、なぜ県外まで「自分の住む場所」を求めなければなかったのか、住宅政策の貧困とも相まってこの問題における公的責任はきわめて重く厳しく問われなければならない。「行き場」や「居場所」を失った「低所得高齢者」が数多く生まれてきていることを行政の課題、あるいは国民的課題として真摯に受けとめていかなければならないのではないだろうか。

4. 生活困窮者支援における非営利専門職団体の役割と課題

ここで筆者が共同代表を務め、運営に携わる沖縄県の特設非営利活動法人いっばいっばの会の活動から生活困窮者支援における非営利専門職団体の役割と課題について言及しておきたい。それは、今日の「貧困ビジネス」論の文脈において、非営利専門職団体がどのような意義や社会に対する問題提起をなしうる力を持ちうるかという一つの試みでもあるからである。

特設非営利活動法人いっばいっばの会は、2009年8月に筆者を含む社会福祉士2名によって沖縄県内で初めてとなる独立型社会福祉士事務所として開設された社会福祉士事務所「いっばいっば」を前身としている。全国的にはまだまだそれほど多くもなく、知名度も高くはない独立型社会福祉士事務所は成年後見の受任等を主な業務としているものも多い中で、私たちは日常的な生活相談・生活支援を主な業務として行ってきた。生活相談の内容のほとんどは生活困窮に関する相談である。生活保護受給者が200万人を突破し、連日のように「過去最高」を更新しているというニュースが流れる社会的状況の中で、生活保護に対する見方は厳しい。一方で、とくに、長い間、県民所得最下位、基地依存による産業構造からくる高失業率、そして離婚率も全国ワーストであり女性のひとり親世帯も多い、沖縄の少ない県民が生活困窮にさらされているといってもよいであろう。「明日、食べるものもない」といった状況にある相談者も少なくない。こうした相談に対し、私たちは、「生活保護の申請」を勧めることも多く、場合によっては同支援も行ってきた。日本国憲法の第25条に規定される生存権の擁護を目的とし活動を行ってきたが、こうした支援者（団体）は行政側にとってあまり「快く」映ってはいないようである。いわゆる今日、語られている「生活困窮者を喰い物にしている」という意味での「貧困ビジネス」の疑いをかけ、その存在自体に対する警戒感を必要以上に強めているのである。実態は、経費さえも持ち出しによって運営している状況にかかわらず、いわゆる悪質な「貧困ビジネス」としての括りを「利用」し、その存在を当事者支

援における連携の対象と見ようとしていなかった現実が存在する。私たちは、「何が何でも生活保護」という姿勢で支援を行っているわけではないが、「明日、食べるもの」も入手できない生活困窮にある人々は、所持金もほとんどなく、就職活動やそれにかかる交通費、医療費等も捻出できないような状況にあり、生活保護制度を活用しなければ、生活の再生は、ほぼ不可能な状況にある人々も少なくない。にもかかわらず、こうした行政側の姿勢が存在することは「貧困ビジネス」論の文脈ではあまり語られることもなく「生活困窮支援」を行っている「事業者」の問題に矮小化されようとしている側面があることは否定できないのではない。私たちは、本来の公的責任を果たさせるべく活動を行い、必要に応じて提言も行っていくことで専門職団体としての役割と責任を遂行できると考える。

また、相談活動を通して、家賃滞納等から「住む場所」を「追い出された」ケースやホームレス状態にある人々の当面の居住先として受け皿として「社会福祉士の支援付き住宅」を開設した。誰も使用していない一軒家2階部分を活用し、シェアハウスの形態で開設したものであるが、この形態自体は、「貧困ビジネス」論の中で語られるものの一つとして認識されることは十分にありうるであろう。しかし、このシェアハウスは社会福祉士が必要に応じて支援計画を作成し入居者ともに生活の再生を見通していくということを前提としている。現状では、常駐の職員を配置する財政的な基盤もないが、ニーズとしては確実にあり、社会福祉協議会などからの入居に関する問い合わせも少なくない。また、原則として個室で浴室もあることから、日常的な社会生活を送ることに支障はないレベルであろうと考えられるが、こうした形態に合致する法律等は未整備である。先に指摘したように単に「無料低額宿泊所」等の規制強化を求めるだけで本当に、法のはざまにある人々の生活を支えることができるのかという本質的な問題意識をもちながら、非営利での活動を行っていくことが社会への問題提起となりうるのではないかと考えている。

一方で、「貧困ビジネス論」が、すでに述べたような「福祉イメージ」によってとらえられてい

るという課題も抱えている。社会福祉士は「専門職」であるにもかかわらず、「福祉領域」の専門家でありそうした人々は「お金の問題」を口にすべきでない」という根本的な見方が見え隠れしている。それゆえに、ある団体が生活困窮者支援に取り組んでいたとしても、そのほとんどがボランティア等で構成されている団体などにこうした考え方が潜在している場合、連携して課題解決の方向性を目指していくことが難しくなっているような状況もある。このような状況を改善していくためには、「ボランティア」ではない「専門職（プロフェッショナル）」として、どのような実践を積み重ねそれを科学的に蓄積していくかということが問われてきている。

また、こうした実践を「非営利」でどこまで継続できるのかという課題も存在する。実際には、請求した経費を支払えない当事者も多く運営側にある意味での「債権放棄」を迫られるケースも後を絶たない。公的な受け皿が絶対的に不足する中で、実践の意義は徐々に認められつつあったとしても運営資金等が調達できない場合は実践を辞めざるを得ない選択を迫られるであろう。公的な支援の必要性も今後の課題となってくるといえる。

5. むすびにかえて

本稿では、今日語られている「貧困ビジネス」論の現状について筆者の実践経験も踏まえて若干の整理と考察を試みてきた。今日における「貧困ビジネス」論は、実は、まだまだ未整理なことも多いことが明らかになったのではないだろうか。

「介護ビジネス」という言葉は介護保険導入後、一定の市民権を得た一方で、「貧困ビジネス」という言葉は、「貧困」という言葉がそもそもネガティブなイメージを持つためにそれを「ビジネス」にするといことは許されないという雰囲気もあるのである。しかし、やはり実践の質をひとつひとつ丁寧に見ていくことが必要なのではないだろうか。

尚、本稿は、「悪質な貧困ビジネス」を擁護しようという意図を持つものではない。しかし、今日、「貧困ビジネス」という言葉が使われるとき、それは必ずしもそうした「悪質な貧困ビジネス」のみを指しているわけではなく、生活困窮者や生

活保護受給者を対象とする事業をひとまとめに、そして安易に用いられているのも事実である。しかし、この問題は、「最後のセーフティ・ネット」と呼ばれる生活保護制度にさえつながない「法のはざま」にある人々の生活をどのようにとられていく、あるいは支えていくのかということに大きな影響を与えている。十分に果たされていない公的責任、あるいは法制度が未整備であるという現状では、「貧困ビジネス」は隙間産業であることに間違いない。そして、規制の網をくぐり劣悪なサービスを提供し、利益を貪る事業者も存在するのは事実であろう。しかし、一方で、誠実に当事者に寄り添おうとしている支援者（団体）に対しても「貧困ビジネス」というラベリングがなされていることで、彼らを苦しめている現実も存在している。そうした意味では、本稿で、貧困者を対象とする事業者や活動のすべてを「貧困ビジネス」とするような議論の陥穽を指摘しておくことで、今後、この領域における議論が更に深まるきっかけとなれば幸いである。

- 1) 湯浅誠『岩盤を穿つ「活動家」湯浅誠の仕事』文藝春秋、2009年、114頁
- 2) 同
- 3) 同、100-109頁に湯浅が「貧困ビジネス」と考えられるものに言及している。
- 4) 金子充「ほっとポットのジレンマ 第3回 『貧困ビジネス』」『Potea 平成21年8月号』特定非営利活動法人ほっとポット会報誌、2010年、4頁
- 5) 同
- 6) 「無料低額宿泊所問題」に関する意見書、日本弁護士連合会、1-2頁
- 7) 同、2頁
- 8) 同
- 9) 同
- 10) 同、2-3頁
- 11) 同、3頁
- 12) 同、4頁

- 13) 同
- 14) 同
- 15) 同、3頁
- 16) 沢見涼子「ルポ 低所得高齢者の住まい・生活を確保するには たまゆら火災から一年」『世界 2010年7月号』岩波書店、2010年、285-286頁

参考文献・資料

- ・湯浅誠『岩盤を穿つ「活動家」湯浅誠の仕事』文藝春秋、2009年
- ・湯浅誠『貧困襲来』山吹書店、2007年
- ・『Potea 平成21年8月号』特定非営利活動法人ほっとポット会報誌、2010年
- ・「無料低額宿泊所問題」に関する意見書、日本弁護士連合会
- ・高木博史『介護労働者問題はなぜ語られなかったのか』本の泉社、2008年
- ・藤田孝典・金子充編著『反貧困のソーシャルワーク実践 NPO「ほっとポット」の挑戦』明石書店、2010年
- ・沢見涼子「ルポ 低所得高齢者の住まい・生活を確保するには たまゆら火災から一年」『世界 2010年7月号』岩波書店、2010年
- ・『ゆたかなくらし』編集委員会「三五〇号記念白書の刊行にあたって」全国老人福祉問題研究会編『ゆたかなくらし350号記念 高齢者福祉白書』本の泉社、2011年
- ・宮崎牧子「老後の“居場所”をめぐる」全国老人福祉問題研究会編『ゆたかなくらし350号記念 高齢者福祉白書』本の泉社、2011年
- ・高木博史「生活保護開始仮の義務付け決定に社会福祉士が果たした役割と今後の展望 - 沖縄・社会福祉士事務所いっばいっばの取り組みから」『賃金と社会保障 2010年1519・1520合併号』旬報社、2010年
- ・高木博史「地域福祉における独立型社会福祉士事務所の意義と課題 - 生活困窮者支援のとりくみを中心として」『立正社会福祉研究 第13巻1号』2011年
- ・山口道宏編著『申請主義の壁! 年金・介護・生活保護をめぐる』現代書館、2010年
- ・福祉小六法編集委員会『福祉小六法 2011年版』みらい、2011年